



株式会社TOHOWORK

# 特定技能外国人の支援概要・計画について

外国人特定技能登録支援機関(19登-000217)



## 支援概要・計画について

---

① 事前ガイダンス	02
② 出入国時の送迎	03
③ 住居確保・契約支援	04
④生活オリエンテーション	05
⑤公的手続きへの同行	06
⑥日本語学習のサポート	07
⑦相談・苦情への対応	08
⑧日本人との交流促進	09
⑨転職支援	10
⑩面談・行政機関への通報	11



## ①事前ガイダンス

### 【義務的支援】

1号特定技能外国人と雇用契約を締結した後、在留資格認定証明書の交付申請前、又は在留資格変更の許可申請前に、労働条件、活動内容、入国手続、保証金徴収の有無等について対面・その他の方法(インターネットによるビデオ通話など)から、1号特定技能外国人が十分に理解することができる言語により説明する義務があります。



### 【任意的支援】

入国時の日本の気候・服装、本国から持参すべき物、持参した方がよい物、持参してはならない物や、日本に来て当面必要となる金額及びその用途、特定技能所属機関等から支給される物(作業着等)の情報の提示をすることが望まれます。

また、1号特定技能外国人の往路の航空券代を含む渡航準備費用や入国後の当面の生活費等のため、特定技能所属機関等が当該外国人に貸し付けをすることは差し支えありません。

## ② 出入国時の送迎

### 【義務的支援】

入国する際に、1号特定技能外国人が上陸の手続を受ける港又は飛行場と特定技能所属機関の事業所(又は当該外国人の住居)の間の送迎を行うことが求められます。出国する際については、1号特定技能外国人が出国の手続を受ける港又は飛行場まで送迎を行うことが求められます。また、出国する際の送迎では、単に港又は飛行場へ当該外国人を送り届けるだけでなく、保安検査場の前まで同行し入場することを確認する必要があります。

### 【任意的支援】

入国する際に、技能実習2号等から特定技能1号へ在留資格を変更した外国人が既に本邦に在留している場合には当該支援の対象となりません。ただし、この場合であっても特定技能所属機関等の判断により、本邦内の移動について送迎を実施することや、本邦内の移動に要する費用を特定技能所属機関等が負担することとしても差し支えありません。なお、送迎を実施しない場合には、当該外国人が円滑に特定技能所属機関まで到着できるよう本邦における交通手段や緊急時の連絡手段を伝達しておくことが望まれます。



### ③住居確保・契約支援

#### 【義務的支援】

1号特定技能外国人が賃借人として賃貸借契約を締結するに当たり、不動産仲介事業者や賃貸物件に係る情報を提供し、必要に応じて当該外国人に同行し、住居探しの補助を行う。賃貸借契約に際し連帯保証人として適当な者がいないときは、特定技能所属機関が連帯保証人・緊急連絡先となる。居室の広さは、1人当たり7.5 m<sup>2</sup>以上を満たすことが求められます。また、銀行その他の金融機関における預金口座又は貯金口座の開設及び携帯電話の利用に関する契約その他の生活に必要な契約に係る支援をすることも求められます。

#### 【任意的支援】

1号特定技能外国人に係る特定技能雇用契約の解除・終了後、次の受入先が決まるまでの間、住居の確保の必要性が生じた場合には上記の支援を行うことなどにより当該外国人の日常生活の安定・継続性に支障が生じないように配慮することが望まれます。また、生活に必要な契約について、契約内容の変更や契約の解約を行う場合には、各手続が円滑に行われるよう必要な書類の提供及び窓口の案内・補助を行う。



#### ④生活オリエンテーション

##### 【義務的支援】

特定技能所属機関等において1号特定技能外国人が本邦に入国した後(又は在留資格の変更許可を受けた後)に行う生活オリエンテーションについては、当該外国人が本邦における職業生活、日常生活及び社会生活を安定的かつ円滑に行えるようにするため、下記事項の説明を遅滞なく実施する必要があります。また、生活オリエンテーションは1号特定技能外国人が十分に理解することができる言語により少なくとも8時間以上行うことが求められます。

- ・ 金融機関の利用方法
- ・ 医療機関の利用方法等
- ・ 交通ルール等
- ・ 交通機関の利用方法等
- ・ 生活ルール・マナー
- ・ 生活必需品等の購入方法等
- ・ 気象情報や災害時に行政等から提供される災害情報の入手方法等
- ・ 我が国で違法となる行為の例



## ⑤公的手続きへの同行

### 【義務的支援】

1号特定技能外国人が下記の届出・手続を履行するに当たっては、必要に応じ、特定技能所属機関等が当該届出・手続を行う関係行政機関の窓口へ同行し、書類作成の補助をするなどの必要な支援を行わなければなりません。

- ・ 所属機関等に関する届出
- ・ 住居地に関する届出
- ・ 社会保障及び税に関する手続
- ・ 税に関する手続
- ・ その他の行政手続





## ⑥日本語学習のサポート

## 【義務的支援】

日本語を学習する機会の提供については、就労・生活する地域の日本語教室や日本語教育機関に関する入学案内の情報を提供し、必要に応じて1号特定技能外国人に同行して入学の手続の補助を行う。また自主学習のための日本語学習教材やオンラインの日本語講座に関する情報を提供し、それらの利用契約手続の補助を行う。当該外国人との合意の下、特定技能所属機関等が日本語講師と契約して、当該外国人に日本語の講習の機会を提供すること。

## 【任意的支援】

支援責任者や担当者その他職員による1号特定技能外国人への日本語指導・講習の積極的な企画・運営を行うことや、当該外国人の自主的な日本語の学習を促すため、能力に係る試験の受験支援や資格取得者への優遇措置を講じること。また、特定技能所属機関等の判断により日本語教室や日本語教育機関の入学金や月謝等の経費、教材費、日本語講師との契約料等諸経費の全部又は一部を当該機関自ら負担する補助等の学習のための経済的支援を行うこと。





## ⑦相談・苦情への対応

### 【義務的支援】

1号特定技能外国人から職業生活、日常生活又は社会生活に関する相談又は苦情の申出を受けたときは、遅滞なく適切に応じるとともに相談等の内容に応じて当該外国人への必要な助言、指導を行う必要があります。また特定技能所属機関等は、相談等内容に対応する適切な機関(地方出入国在留管理局、労働基準監督署等)を案内し、当該外国人に同行して必要な手続の補助を行わなければなりません。相談及び苦情への対応は、当該外国人が十分に理解することができる言語により実施することが求められます。

### 【任意的支援】

相談・苦情の内容により、1号特定技能外国人が直接必要な手続を行いやすくするため、相談窓口の情報を一覧にするなどして、あらかじめ手渡しておくことが望めます。特定技能所属機関等の事務所に相談窓口を設けたり、相談・苦情専用の電話番号やメールアドレスを設置したりすることにより実施することが望めます。

1号特定技能外国人が仕事又は通勤によるけが、病気又は死亡した等の場合に、その家族等に対して労災保険制度の周知及び必要な手続の補助を行うことが望めます。



## ⑧日本人との交流促進

### 【義務的支援】

1号特定技能外国人と日本人との交流の促進に係る支援は地方公共団体やボランティア団体等が主催する地域住民との交流の場に関する情報の提供や地域の自治会等の案内を行い、各行事等への参加の手續の補助を行う。また、当該外国人に同行して各行事の注意事項や実施方法を説明するなどの補助を行わなければなりません。1号特定技能外国人が日本の文化を理解するために必要な情報として、就労又は生活する地域の行事に関する案内を行うほか、当該外国人に同行して現地で説明するなどの補助を行わなければなりません。

### 【任意的支援】

1号特定技能外国人が各行事への参加を希望する場合は、業務に支障を来さない範囲で、実際に行事に参加できるよう有給休暇の付与や勤務時間について配慮することが望まれます。

当該外国人が地域社会で孤立することなく、日本人と相互に理解し信頼を深められるよう、特定技能所属機関等が率先して日本人との交流の場を設けていくよう努めることが望まれます。



## ⑨ 転職支援

### 【義務的支援】

特定技能所属機関が、人員整理や倒産等による受入側の都合により1号特定技能外国人との雇用契約を解除する場合には、当該外国人が他の本邦の公私の機関との特定技能雇用契約に基づいて特定技能1号としての活動を行えるように次の支援のいずれかを行う必要があります。

- ① 所属する業界団体や関連企業等を通じて次の受入先に関する情報を入手し提供すること
  - ② 公共職業安定所その他の職業安定機関又は職業紹介事業者等を案内し、必要に応じて特定技能外国人に同行し、次の受入先を探す補助を行うこと
  - ③ 1号特定技能外国人の希望条件、技能水準、日本語能力等を踏まえ適切に職業相談・職業紹介が受けられるよう又は円滑に就職活動が行えるよう推薦状を作成すること
  - ④ 特定技能所属機関等が職業紹介事業の許可又は届出を受けて職業紹介事業を行うことができる場合は、就職先の紹介あっせんを行うこと
- ①～④に加え、下記の事項を行う
- ・ 1号特定技能外国人が求職活動を行うための有給休暇を付与すること
  - ・ 離職時に必要な行政手続(国民健康保険や国民年金に関する手続等)について情報を提供すること



**⑩面談・行政機関への通報****【義務的支援】**

特定技能所属機関等は、1号特定技能外国人の労働状況や生活状況を確認するため、当該外国人及びその監督をする立場にある者(直接の上司や雇用先の代表者等)それぞれと定期的(3か月に1回以上)な面談を実施する必要があります。

定期的に行う面談の場においては、生活オリエンテーションで提供した本邦での生活一般に関する事項、防災及び防犯に関する事項並びに急病その他の緊急時における対応に必要な事項その他の事項に係る情報を改めて、当該外国人が十分に理解することができる言語により実施することが求められます。

また、支援責任者又は支援担当者が、当該外国人との定期的な面談において労働基準法その他の労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときは、その旨を労働基準監督署やその他の関係行政機関に通報する必要があります。資格外活動等の入管法違反、又は旅券及び在留カードの取上げ等その他の問題の発生を知ったときは、その旨を地方出入国在留管理局に通報する必要があります。

**【任意的支援】**

1号特定技能外国人自らが通報を行いやすくするため、関係行政機関の窓口の情報を一覧にするなどして、あらかじめ手渡しておくことが望めます。



## 会社概要

企業名	株式会社TOHOWORK	
代表者	和田 陵平	
所在地	東京都大田区大森北4-12-23 鈴木ビル2階	
連絡先	TEL 03-6404-8899	URL <a href="http://www.tohowork.com">http://www.tohowork.com</a>
事業内容	有料職業紹介事業(13-ユ-309620) 外国人特定技能登録支援機関(19登-000217)	

TOHOWORKでは、支援計画の全てを実施し外国人の入国前のサポートやベトナム語でのサポートなど、安心して日本で働けるためのお手伝いをさせて頂いております。弊社では現在、日本へ留学に来ている学生を中心に、特定技能検定の受講をサポートし、実際に企業へご紹介できる人材を確保しています。是非お問い合わせください。

